特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
14	税収納事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東大阪市は、税収納事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために、十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	・本市では、個人情報保護条例及び東大阪市情報セキュリティ基本方針により、個人情報保護及び情報システムに関するセキュリティ対策を実施している。 ・個人情報を処理する業務を外部に委託する場合は、契約に秘密保持に関する条項を含め個人情報を保護している。

評価実施機関名

東大阪市長

公表日

令和2年7月31日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	税収納事務
②事務の概要	地方税法、その他の地方税に関する法令に基づく市税等の収納に関する事務 1. 市税等の賦課・申告に基づく収納事務 2. 市税等の還付・充当事務 3. 市税等の督促事務 4. 納税証明書交付事務
③システムの名称	収納管理システム、税宛名システム、共通基盤システム

2. 特定個人情報ファイル名
収納情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第1の16項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	東大阪市税務部納税課
②所属長の役職名	納税課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東大阪市市長公室広報広聴室 市政情報相談課 〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号 電話：06(4309)3123

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東大阪市税務部納税課 〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号 電話：06(4309)3147

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　基礎項目評価書及び重点項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　[　] 内部監査	[○] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　十分に行っている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月20日	Ⅰ関連情報　5. 評価実施機関における担当部署	鈴木　秀一	杉本　篤史	事後	平成28年4月1日付人事異動による
平成29年4月1日	Ⅰ関連情報　5. 評価実施機関における担当部署	杉本　篤史	村田　貴浩	事後	平成29年4月1日付人事異動による
令和2年7月31日	Ⅳリスク対策　1. 提出する個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び全項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	令和2年度の特定個人情報保護評価の再実施による
令和2年7月31日	Ⅳ リスク対策　8.監査	〔　　〕外部監査	〔　○　〕外部監査	事後	令和2年度の特定個人情報保護評価の再実施による